

中国税務速報

2014年5月20日

●1 「電信業を営業税から増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通知」の公布

2014年4月29日付で、財政部、国家税務総局が「電信業を営業税から増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通知」（財税[2014]43号）を公布し、2014年6月1日から、電信業を営業税から増値税への移行試行範囲に組み入れることを明確にしました。

当該「通知」は電信サービス業を財税[2013]106号文に規定されている課税サービス範囲に入れることを明確にし、基礎電信サービス及び付加価値電信サービスはそれぞれ11%と6%の税率を適用し、国外企業に提供する電信サービスは免税とされます。改革実施後、営業税における郵便通信業の税目が施行停止になります。

また、当該「通知」により、2015年12月31日まで、国内企業の一般納税者が衛星を通じ提供する音声通話サービス、電子データ及び情報の送信サービスについては、簡易課税方法より増値税の納付が可能となりました。

当該通知は2014年6月1日より施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c707504/content.html>

●2 小型薄利企業の企業所得税を半減徴収に関する政策

2014年4月18日付で、国家税務総局は「小型薄利企業の企業所得税半減徴収範囲を拡大することに関する問題の公告」（国家税務総局公告2014年第23号）を公布し、小型薄利企業の所得税半減徴収管理方法・予定納税方法・確定申告・政策の連携等の内容を明確にしました。

当該「公告」により、規定された条件に適合する小型薄利企業（帳簿検査徴収方法と査定徴収方法を採用する企業を含める）は、企業所得税の軽減税率20%の適用、また財税[2014]34号文に規定される優遇政策を享受することができます。同時に、小型薄利企業が税制優遇政策を享受する際の手続きは、企業申請・税務機関が承認する管理方式から届出の方式に変更されます。

当該公告は公布日より施行され、小型薄利企業2014年及び以後年度の納税申告は当該公告を適用します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c696021/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n2735/n2834/n2835/c696064/content.html>

●3 委託投資する際の収益所有者の認定に係わる問題を明確化

2014年4月21日付で、国家税務総局は「委託投資する際の収益所有者の認定に係わる問題の公告」（国家税務総局公告2014年第24号）を公布しました。

「委託投資」とは、非居住者が自己資金を直接国外専門機構に委託して居住者の持分、債権に投資することをいいます。その内、「国外専門機構」とは、所在国または地方政府の承認を得て株式購買・資産管理・資金及び証券の信託管理等の業務に従事できる金融機構をいいます。

税務機関は非居住者が提出した資料の審査認可を進め、所得類型で区分処理します。

- 投資収益の所得類型が配当及び利息である場合、所得が順を追って非居住者へ返還するまでの過程で所得性質に変更が発生せず、かつ所得が実際に非居住者へ返還された証明証拠を有していれば、該当する非居住者を当該所得の受益者として認められ、租税協定の優遇を享受することができる。
- 投資チェーン上の当該非居住者以外が受け取った各種費用、又は取得した報酬と配当、利息が関連していれば、当該居住者は当該部分の費用または報酬の受益者ではなく、その費用又は報酬について、租税協定に規定される優遇を享受することができない。
- 投資収益の所得類型が財産収益、又はその他受益者規則の適用が無い所得類型の場合、租税協定の関連規定により処理する。

当該公告は 2014 年 6 月 1 日より施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c703472/content.html>

●4 「中国（上海）自由貿易試験区文化の市場開放プロジェクトの実施細則」の公布

2014 年 4 月 10 日付で、上海市人民政府は「中国（上海）自由貿易試験区文化の市場開放プロジェクトの実施細則」（滬府弁発（2014）18 号、以下細則という）を公布しました。

当該「細則」により、外資企業がゲーム機器の生産と販売に従事することを認め、文化主管部門の内容審査をクリアしたゲーム機器は国内市場へ販売ができます。また、外資の演芸企画会社の出資比率の制限が取り消され、外商独資の演芸企画会社の設立が可能となり、上海市行政区域内で業務展開を行うことができます。

その他、試験区内において、外商独資の娯楽施設の設立が可能となりました。

当該「細則」は公布日より施行されます。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai38861.html>

●5 労務派遣の暫定規定

2014 年 1 月 24 日付で、人力資源社会保障部は「労務派遣暫定規定」（人力資源と社会保障部令第 22 号）を公布しました。「暫定規定」では、労務派遣者比率、被派遣労働者を労務派遣企業に戻す要件、地区を跨ぐ労務派遣の社会保険、派遣者の労災、職業病の責任主体、及び派遣比率調整過渡期等の移行措置について具体的に規定しています。

当該「暫定規定」は、企業は一時的（存続時間が 6 か月を超えない職位をいう）、補助的又は代替的な業務職位においてのみ被派遣労働者を使用することができ、使用する被派遣労働者の数は、その労働者使用総量の 10%を超えてはならないと規定しました。ただし、企業の通常の経営への影響を鑑み 2 年の派遣比率調整過渡期を与えています。企業がこの規定の施行前に雇用した被派遣労働者の数がその労働者使用総量の 10%を超えている場合には、労働者使用調整方案を制定し、この規定施行の日から 2 年以内に所定の比率まで引き下げなければならないと規定されており、10%に引き下げるまでは新しい労務派遣者を雇用できないとされました。

当該規定は 2014 年 3 月 1 日より施行されます。

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201401/t20140126_123297.htm

●6 「商標法実施条例」改正案

2014年4月29日付で、国務院が「中華人民共和国商標法実施条例」（国務院令 651号、以下条例という）の修正案を公布し、全文10章98条にわたり、商標登録の申請及びその審査、商標の審議、登録済商標専用権の保護、商標代理等の事項を調整しました。

当該「条例」では「商標の国際登録」の章が増加し、商標国際登録の範囲や申請条件、基本プロセス等について規定しています。「条例」では出願人の便宜を図るために、拒絶時の出願分割制度を追加し、拒絶されない部分について先に登録することができます。また、「条例」では法定審理期間内の不作為という行政違法行為を防ぐために、商標審査及び審理期間に計上しない五つのケースを挙げ、商用審査期間に算入しない状況を列挙しました。その他、商標代理機構の届出制度及び「その他の不正手段により商標代理市場の秩序を攪乱する」ことに該当するケースを明記しました。

当該条例は2014年5月1日より施行されます。

http://www.gov.cn/zhengce/2014-04/30/content_2670953.htm